

川口市選管告示第21号

令和8年2月1日執行の川口市長選挙及び川口市議会議員補欠選挙において、
公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第10項において準用する同条5項の
規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、1月25日とする。

令和8年1月25日

川口市選挙管理委員会
委員長 板橋 智之